

1. 参加自治体の概要 （令和5年度）

参加自治体	県+一般市11市（県内福祉事務所設置自治数：33） 下妻市、笠間市、取手市、つくば市、潮来市、筑西市、 稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市
人口	1,097,659人（県管轄12町村+11市）※R4.1.1時点

2. 事業の概要等 （令和5年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託（委託先：一般社団法人LANS） 単年度・公募型プロポーザル方式にて契約 県が事業者への委託契約を締結し、他の参加自治体は県と協定を締結 地域居住支援事業も同一の事業者へ委託し、一体的に実施
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地に県営住宅の空き部屋11室を整備。広域実施参加自治体は、県営住宅の空き状況や相談内容に応じて入居する部屋を選択できる。 主に委託事業者が衣食住を支援し、自立相談支援機関が就労や転居支援を実施する。 一般社団法人LANSは、居住支援法人として指定され、住宅要配慮支援も行っているため、住まいに関する相談へも柔軟に対応できる。 一時生活支援事業の退去者は、必要に応じて地域居住支援事業を実施する。なお、一時生活支援事業利用者以外も地域居住支援事業の対象とし、地域において見守り支援等を行っている。
事業費・按分方法	<p>16,280千円</p> <p>按分方法：参加自治体で事業費の1/2を均等割、1/2を人口割</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅の活用にあたり、近隣住民とのトラブルが発生する可能性がある。そのため、自立相談支援機関が利用申込時に入居者へのルール説明を行い、利用者から書面にて同意を得ている。 県営住宅内の駐車場も借りている。複数人世帯でも入居できる間取りであり、幅広く受入が可能。

3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

開始前

- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や廃業に伴い、住居喪失等の相談が増加することが見込まれていたが、それぞれの自治体では予算や人員の確保が困難だったため、県が主導し、参加自治体を募る形での広域実施を検討。
- 広域実施により、自治体間で支援事例や資源の共有ができ、相乗効果が期待できる。

事業の立ち上げ

他県の情報収集・県内自治体への意向確認【5ヶ月前】

- 県外調査を実施し、他県での広域実施の取組について確認。費用按分や実施体制等を情報提供いただいた。
- 県外調査等で得た情報を参考に課内で検討し、広域実施参加に係る意向調査を実施。
- まずはモデル事業への参加を呼びかけ、段階的に事業化できるよう調整。

委託先・宿泊場所検討【4ヶ月前】

- 委託先については、広域実施の市を含めた県下全域で事業実施でき、居住支援のノウハウを有する居住支援法人等への委託を検討。
- 事業者との委託手続については県がまとめて対応。
- 住宅課へ県営住宅の活用について打診し、県内各地に5部屋を確保。

事業実施に向けた検討会開催【随時】

- 広域実施の進め方や費用負担、協定書について説明。モデル事業の説明や令和3年度本格的な広域実施の事業化に向けた検討会を開催。

令和2年7月 事業開始

事業実施

- 住居を喪失し緊急的な支援を要する生活困窮者に対し、即時的に支援提供が可能となった。
- 令和4年度は複合的な課題を抱えているケースが多く入居し、支援の困難化、支援期間を要する事例も見受けられた。
- 令和4年度実績
新規利用者26世帯（うち地域居住支援事業5世帯）、就職者数7人